

事務連絡
平成28年5月10日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会 御中

厚生労働省老健局総務課・職業安定局総務課

雇用調整助成金を活用した雇用維持について

日頃より、各種の雇用対策に格段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年熊本地震により事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されることから、働く方の雇用維持を支援する雇用調整助成金について、事業縮小の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮する等の特例措置を4月21日より実施し、さらに、5月9日付けで助成率の引上げ等を内容とするさらなる特例措置（別紙）をとりまとめました。

この特例措置により、熊本地震に伴う経済上の理由によって急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において、休業により雇用を維持した場合には、事業主が支払った休業手当の一定割合（九州内の事業所の場合には中小企業4/5、大企業2/3）が助成されます。

つきましては、本特例措置も活用しつつ、従業員の雇用維持に努めていただくよう、傘下団体の皆さまに徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

なお、雇用調整助成金をはじめとする支援措置の詳細については、もよりの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

（参考資料）雇用調整助成金の概要

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。（注）

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していないこと。（注）
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。（注）

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり7,810円が上限です。（平成27年8月1日現在）	1/2(注)	2/3(注)
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日(注)

(注)は熊本地震の影響を受けた事業主への特例措置あり



平成28年熊本地震の発生に伴う 「雇用調整助成金」の特例を実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもの。

【特例の対象となる事業主】

平成28年熊本地震の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

(平成28年熊本地震の影響による休業等であれば熊本県以外の事業所でも利用可能)

※ 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【特例の内容】

本特例は、休業等の初日が平成28年4月14日から平成28年10月13日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用する

- ① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮
- ② 休業を実施した場合の助成率を引上げ(九州各県内の事業所に限る)
【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間が満了した日から1年を経過していなくても受給可とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても受給できることとする
- ⑥ 平成28年7月20日までに初回の計画届を提出した場合、事前に計画届が提出されたものとみなし、平成28年4月14日以降に開始された休業等について遡及適用する